

21年4月から海陽町で事務を行います

県が行っている事務のうち、住民の皆様の利便性や行政サービスの向上につながるような事務について、県から事務の移譲を受けました。

21年4月より海陽町で行うことになった事務については以下のとおりです。

1. 公有水面埋立ての免許等（公有水面埋立法）

主な内容	埋立ての免許 埋立てに関する告示、書面等の縦覧、意見照会等 竣功の認可、告示等
担当課	建設課 TEL (0884) 73-4159

2. 漁港漁場整備法に規定する市町村管理漁港内における農林水産省所管の国有財産の境界確定等（国有財産法）

主な内容	他人の土地への立入 境界確定の協議 境界の決定
担当課	建設課 TEL (0884) 73-4159

3. 河川法に規定する準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の境界確定等（国有財産法）

主な内容	他人の土地への立入 境界確定の協議 境界の決定
担当課	建設課 TEL (0884) 73-4159

4. 特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整許可等（鳥獣の保護及び狩猟の適性化に関する法律）

主な内容	特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の数の調整を目的とする鳥獣の捕獲 許可許可証・従事者証の交付及び再交付、返納の受理 捕獲等又は採取等の結果報告の受理
担当課	産業観光課 TEL (0884) 76-1511